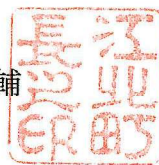


江北町告示第25号

江北町省エネエアコン購入補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年7月1日

江北町長 山田恭輔



(趣旨)

第1条 この要綱は、町内の住宅に設置する省エネルギー性能を有する家庭用エアコンの購入に要する経費の一部を補助することにより、物価高騰の影響を受ける家庭における電気料金の負担軽減、二酸化炭素排出量の削減及び夏季における熱中症の予防を図るため、予算の範囲内において江北町省エネエアコン購入補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、江北町補助金等交付規則（昭和61年江北町規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「エアコン」とは、住宅における室内の冷房又は暖房の用に供する家庭用のエアコンディショナーをいう。

2 この要綱において「省エネ基準達成率」とは、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく省エネルギー性能の表示において、エアコンの目標年度を2027年度とする基準に対する達成率として、統一省エネラベル、製造事業者のカタログの写しその他町長が適当と認める書類に表示された率をいう。

3 この要綱において「緑マーク」とは省エネ基準達成率が100パーセント以上であることを示す省エネ性マークをいい、「オレンジマーク」とは省エネ基準達成率が100パーセント未満であることを示す省エネ性マークをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、令和8年7月1日から令和9年1月29日までの間に、新品のエアコン（中古品、リース品及びレンタル品を除く。以下「補助対象エアコン」という。）を購入し、町内に所在する自己の居住の用に供する住宅（借家を含む。）に設置する事業とする。

2 補助対象エアコンは、統一省エネラベル等により省エネルギー性能が確認できるものとする。

3 補助対象は、買替え又は新規購入を対象とする。

4 前3項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象事業としない。

(1) 専ら店舗、事務所、倉庫その他事業の用に供する場所に設置する場合

(2) 転売、譲渡、貸付け又は景品等として使用する目的で購入する場合

(3) 他の補助制度により、同一の補助対象経費について補助金等の交付を受ける場合

(4) その他町長が補助金の交付の目的に適合しないと認める場合

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する世帯主とする。

(1) 補助金の交付申請日において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本町の住民基本台帳に記録され、現に本町に居住している個人であること。

(2) 補助対象エアコンを設置する住宅に居住していること。

(3) 補助対象者及び補助対象者と同じ世帯に属する者に、町税、保育料、幼稚園利用料、公営住宅使用料、下水道使用料及び下水道事業受益者負担金その他町に対する納入金の滞納がないこと。

(4) 補助対象者及び補助対象者と同じ世帯に属する者が、江北町暴力団排除条例（平成24年江北町条例第1号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等又は暴力団等に該当しないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

(1) 本体購入費

(2) 設置工事費

(3) 配送費

(4) 買替えの場合における家電リサイクル料金

2 前項の補助対象経費は、消費税及び地方消費税相当額を除いた額とし、値引き、クーポン、販売店のポイント、下取り額その他これらに類するものにより減額された額又は支払に充当された額があるときは、当該額を控除した後の額とする。

- 3 保証料、延長保証料、保険料、会員登録料、振込手数料、申請に要する郵送料その他補助対象エアコンの購入及び設置に直接必要でない経費は、補助対象経費としない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額と、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める上限額とを比較して、いずれか少ない額とする。ただし、当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 申請する補助対象エアコンが、緑マークが表示されたものを1台以上含む場合 10万円
- (2) 申請する補助対象エアコンが、オレンジマークが表示されたもののみである場合 5万円

2 同一世帯につき、交付の申請は1回限りとする。

(交付申請兼請求)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業の完了後、令和8年8月3日から令和9年1月29日までの間に、江北町省エネエアコン購入補助金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 領収書、レシート、請求明細書その他補助対象経費の支払及び内訳が確認できる書類の写し（購入者名、購入日、購入店舗名、購入金額、製品名、機種名及び型番並びに支出の内訳が確認できるもの）
- (2) 補助対象エアコンの製造事業者が発行する保証書の写し
- (3) 補助対象エアコンの省エネ基準達成率又は省エネ性マークが確認できる統一省エネラベル、カタログまたはその他町長が適当と認める書類の写し
- (4) 補助金の振込先口座が確認できる通帳又はキャッシュカードの写し
- (5) 申請者の本人確認書類の写し
- (6) 買替えの場合にあっては、家電リサイクル券排出者控えの写し又は既存エアコンの下取り若しくは処分したことが確認できる書類の写し
- (7) 新規購入の場合にあっては、補助対象エアコンを設置したことが確認できる写真
- (8) その他町長が必要と認める書類

2 郵送による申請は、前項に規定する期間内に町に到達したものに限り受け付けるものとする。

3 申請者が、同一世帯員に申請書の提出を依頼する場合は、申請書に当該提出者の氏名、住所、連絡先及び申請者との関係を記載しなければならない。

(受付の停止等)

第8条 町長は、前条の規定による申請を先着順に受け付けるものとする。

2 町長は、申請額が予算額に達したとき又は予算額に達する見込みとなったときは、前条に規定する申請期間内であっても、申請の受付を停止し、又は終了することができる。

(交付決定及び額の確定)

第9条 町長は、第7条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査その他必要な調査を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付決定及び交付すべき額の確定を行い、江北町省エネエアコン購入補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による交付決定に当たり、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

3 町長は、審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、江北町省エネエアコン購入補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告等の特例)

第10条 規則第8条に規定する実績報告及び規則第10条第2項に規定する支払請求は、第7条に規定する申請書の提出をもってこれらがあったものとみなす。

(補助金の交付方法)

第11条 補助金は、第9条第1項の規定により交付すべき額を確定した後、申請者が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

(調査及び協力)

第12条 町長は、補助金の適正な交付を確保するため必要があると認めるときは、申請者に対し、報告若しくは資料の提出を求め又は職員に必要な調査をさせることができる。

- 2 申請者は、前項の規定による報告、資料の提出又は調査に協力しなければならない。

(財産の管理及び処分の制限)

第13条 申請者は、交付決定の日から起算して6年を経過するまでの間、町長の承認を受けないで、前項の補助対象エアコンを補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、売却し、転売し、廃棄し、又は担保に供してはならない。ただし、天災その他受給者の責めに帰することができない事由により処分する場合は、この限りでない。

(交付決定の取消し及び返還)

第14条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱、規則又は交付決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 申請書その他関係書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) 補助金の交付の目的に反して補助対象エアコンを使用したとき。
- (4) 前条の規定に違反したとき。
- (5) その他町長が補助金の交付を不相当と認めるとき。

- 2 町長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、江北町省エネエアコン購入補助金返還命令書（様式第4号）により、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに、第9条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者に係る第12条から第15条までの規定については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。